

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 15 日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局労働基準部
健康安全課長

「送気マスクの適正な使用等について」の一部改正について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、送気マスクの使用等に関する留意事項については、平成 25 年 10 月 29 日付け基安化発 1029 第 2 号「送気マスクの適正な使用等について」により示しているところではありますが、今般、「日本産業規格（JIS）T 8153：送気マスク」の改訂等を踏まえ、別添 1 新旧対照表のとおり改正し、改正後の通知は別添 2 のとおりとなります。

貴団体におかれては、会員事業者に対し、改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。